

# 山口県報

平成24年  
8月21日  
(火曜日)

## 目次

告示  
遊漁規則の変更認可(水産振興課).....一  
公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....三  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三  
選管告示  
美祢市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決.....三



### 山口県告示第三百二十五号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 漁業者の名称及び住所  
阿武川漁業協同組合 萩市大字橋本町二二  
二 漁業権の免許番号  
内共第十八号  
三 変更の内容

### 漁具又は漁法の制限

うなぎ	箱、筒 はえなわ	制限事項	
		変更前	変更後
箱及び筒の合計数は、二十個以内	三本以内	変更前	三本以内
箱及び筒の合計数は、二十個以内	三本以内	変更後	三本以内

### 四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十四年八月二十二日



### (四〇二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十四年九月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人山口発達臨床支援センター  
代 表 者 の 氏 名 川間 弘子  
主たる事務所の所在地 防府市自由ヶ丘二丁目五番七号

### (四〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十四年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商

工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十四年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店  
 所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 藤田 勝幸  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	福島 長男	藤田 勝幸

四 届出年月日  
 平成二十四年七月三十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年四月二日

(四〇四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十四年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパードラッグコスモス下松店  
 所在地 下松市末武下四二三の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 藤田 勝幸  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	福島 長男	藤田 勝幸

四 届出年月日  
 平成二十四年七月三十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十四年四月二日

(四〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十四年八月二十一日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十四年八月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパードラッグコスモス柳井店  
 所在地 柳井市古開作四三〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 藤田 勝幸  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	福島 長男	藤田 勝幸

- 四 届出年月日  
平成二十四年七月三十一日
- 五 変更年月日  
平成二十四年四月二日

(四〇六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年八月二十一日

山口県知事 一井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市新生三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市日の出二丁目八番一五号  
合同会社住宅サポート



山口県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十四年四月二十一日執行の美祢市議会議員一般選挙における当選の効力に関する、坪井康男から提起された審査の申立てに対し、平成二十四年八月十三日の総議決において次のとおり議決した。

平成二十四年八月二十一日

山口県選挙管理委員会 平成 出 願

裁 決 書

審査申立人

美祢市大嶺町東分2616番地 2

坪 井 康 男

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成24年 6 月18日付で提起された同年 4 月22日執行の美祢市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当

選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、美祢市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、平成24年 5 月28日付でこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

申立人は、本件決定を不服として、本件決定を取り消すとともに、本件選挙の当選人竹岡昌治（以下「竹岡候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求め、その理由としておおむね次のように主張する。

竹岡候補は、美祢市と配食サービス事業委託契約を締結するコンビニエンスストア一株式会社タケオカ（以下「本件法人」という。）の代表取締役であり、同契約に基づく美祢市からの委託料の収入額は、平成22年度が1,092万円、平成23年度が1,046万円であるから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2に規定する請負関係を有すると思料される。

市委員会が異議の申出を棄却する決定をなす根拠とした証拠書類は、竹岡候補自身が作成及び提出したもので、客観的な証拠価値の高い書類に基づくものではない点に不服がある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書を徴するとともに、関係人から関係書類の提出をさせた。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第104条において、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、法第92条の2又は第142条に規定する関係、すなわち、請負関係を有する者は、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失うと規定されている。

請負関係を有するか否かについては、法第92条の2及び第142条の規定を比較すると、政令で定める当該普通地方公共団体の出資法人を除く部分のほか、条文の文言が同一であることから同様の趣旨であると考えられるところである。

法第142条について、最高裁判所昭和62年10月20日判決によると、「公職選挙法第104条の引用する法第142条にいう「主として同一の行為をする法人」とは、当該普通地方公共団体に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものと解すべきである。そして、右の規定の意義に照らせば、当該普

通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといいうるのである」とされている。

この主要部分を占めるか否かの判断は、請負関係を有するか否かを決すべき時期に近接する当該法人の既往の業務実績により、請負金額と当該法人の全業務量を金額に換算したものの比率（以下「請負比率」という。）によって個々具体的にされるべきであると考える。

このような観点から慎重に審理した結果は、次のとおりである。

#### 1 確認された事実

(1) 当委員会が調査したところによると、竹岡候補は平成24年4月15日に本件選挙の候補者として立候補の届出をしたこと、届け出た候補者届出書の職業欄には「代表取締役」と記載されていたこと、候補者はいずれも当選の告知を同月23日に受けたこと及び同日当選証書が発行されたことが認められた。

(2) 当委員会が調査したところによると、本件法人は、美祢市との間に平成22年度では11,050千円、平成23年度では10,464千円で配食サービス事業委託契約を締結していることが認められた。

(3) 当委員会が、本件法人が法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」であるか否かについて、本件選挙に近接する本件法人の既往の業務実績を把握するため、本件法人、公的機関、市委員会等に対し、年間事業収入金額がわかる証拠書類の提出を求めた結果は、次のとおりであった。

ア 本件法人については、美祢市議会において法第92条の2に抵触していないとの確認がされており、個人的感情による遺恨行為に對し対応する必要があるなどの回答があった。また、併せて税務申告書を保持している機関から直接入手するよう要望があった。

イ 公的機関については、本件法人の年間事業収入金額がわかる資料を保有していることと推定される厚狭税務署に対して、関係書類の提出を求めたが、国税通則法（昭和37年法律第66号）第126条により物件の提出を拒否する旨の通知があった。

ウ 市委員会については、竹岡候補が市委員会に提示した本件法人の年間事業収入金額を教示しよう求めたが、市委員会以外には公表しないという条件で提示さ

れたことから拒否する旨の通知があった。

エ 申立人が反論書の付記の中で、山口県が提起している貸金請求訴訟の審理の過程において、山口地方裁判所に提出されようと考えられる本件法人及び竹岡候補の財務及び資産内容に関する資料を確認して欲しい旨の要望があったことから、山口県商工労働部経営金融課に対し、当該資料について提出を求めたが、該当する書類はない旨の回答があった。

#### 2 判断

市委員会が異議の申出の審理において、本件法人の代表取締役である竹岡候補から年間事業収入金額がわかる証拠書類として提示を受けた法人事業概況説明書は、市委員会の弁明書によれば、税務署が法人の業務、業況等を毎年把握するため、各法人において作成及び提出させる書面で、法人名、納税地、事業内容、期末従業員数の状況、経理の状況、主要科目等が所定の書式に従い記載されており、法律に基づき作成された法人税申告書の添付書類として税務署に提出されたものの控えであり、客観的な証拠価値の低い書類とは認められない。

したがって、関係機関から本件法人の年間事業収入金額がわかる書類の提出はなされなかったが、市委員会における異議の申出の審理において、本件法人の美祢市に対する請負比率は四分の一以下であったことが確認されており、美祢市に対する請負量が本件法人の全体の業務量の半分を超え、業務の主要部分を占めているとは認めがたいため、本件法人が法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるとは認められず、その主張は認められない。

以上のとおり、本件決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とすべき理由は認められず、この審査の申立ては棄却を免れない。

平成24年8月13日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

平成24年8月21日 火曜日